

議第25号

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例

滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および防災」を「、防災およびエネルギー」に改める。

第3条第5号に次のように加える。

オ 女性の活躍に関する事項

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。